委託業務特記仕様書（令和８年８月１日以降適用）

（共通仕様書の適用）

第１条　　本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和８年７月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和８年７月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和８年７月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

２　ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について
徳島県 HP
https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/

（成績評定の選択制（試行））

第２条　　当初業務委託料（税込み）が１００万円を超え５００万円未満及び、変更契約で業務委託料が１００万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。

２　前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意　向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

３　履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、　変更契約により業務委託料（税込み）が１００万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領
徳島県 HP
https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/

（受発注者共同による品質確保）

第３条　　重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

　なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

第４条　　本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で１週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

（１）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

（２）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

（３）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

２　前項第１号は必ず実施するものとし、第２号及び第３号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第１号から第３号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

３　ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

４　受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

５　ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第５条　　本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

２　受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（オンライン電子納品）

第６条　　受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

２　なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第７条　　受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

２　対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領
徳島県 CALS/EC
https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/

（本業務の特記仕様事項）

第８条　　本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

（本業務における特記仕様事項を記載）

Ｒ８徳土　新町川公園　徳・南内　単価調査業務

1　業務概要と目的

本業務は、新町川公園における遊具等の更新および施設改修工事の実施にあたり、標準的な積算基準や刊行物等に掲載のない資材・施工項目について単価調査を行い、設計積算（予定価格算出）の基礎資料を作成することを目的とする。

対象となる遊具の新設・更新・既設構造物等の撤去に係る材工共単価（材料費、運搬費、組立据付・施工費等）について、参考見積の徴取・調査を実施する。

見積調査の対象資材・工種および数量は調査対象資材一覧表の通りとする。

2 施工場所

路線名等： 新町川公園

工事箇所： 徳島市南内町１丁目

別表1

調査対象資材一覧

NO.	名　称	規格・寸法等	単位	使用数量	納入地区	図面ファイル名
例)						
1	ちびっこテーブル		基	1	徳島東部１	図面3/5
2	とりの巣クライム		基	1	徳島東部１	図面3/5
3	３連中鉄棒		基	1	徳島東部１	図面4/5
4	人工芝1	充填剤（目砂）t=25、アンダーマットt=35	m2	210.3	徳島東部１	図面5/5
5	人工芝2	充填剤（目砂）t=25、アンダーマットt=23	m2	22.8	徳島東部１	図面5/5
6	ラバークッションマット	500×500×t40	枚	18	徳島東部１	図面4/5
7	ガンコマサ撤去	t=40	m2	152	徳島東部１	図面2/5
8	ウッドプランター撤去		基	1	徳島東部１	図面2/5
9	サークルベンチの撤去		基	1	徳島東部１	図面2/5
10	サークルベンチの更新		基	5	徳島東部１	図面2/5
11	セーフティーマット撤去		m2	124	徳島東部１	図面2/5